

犬税

大阪府泉佐野市の千代松市長は、放置された犬の糞害対策の一環として、犬の飼い主に対する「犬税」の課税について検討していることを明らかにしました。市長としては、早ければ2年後にも条例を制定したいとしています。

総務省によると、犬の飼い主への課税は1955年頃には2686自治体が実施していたそうですが、その後徐々に減少し、1982年3月に長野県四賀村（現松本市）が取り止めたのを最後に、今では「犬税」を設けている自治体はないとのこと。

勿論、今でも、自治体が独自に条例を定め、総務相が同意すれば「犬税」を導入することは可能なのですが、早速市民からは賛否様々な声が上がっているようです。

まず、「犬税」を導入しようとする市側の事情について、見てみます。

市の説明によると、市では現在約5400匹の犬が登録されているそうですが、飼い主の中にはマナー違反の人がいて、犬の糞害が問題になっています。

市では、2006年に施行した市環境美化推進条例において、飼い犬などの糞の放置を禁止すると共に、今年1月からは、違反者から千円を徴収すると定めています。しかし、これまでのところ徴収例はなく、糞害の方も一向に改善されないため、業を煮やした市では、市民への啓発や取り締まりを強化すると共に、「犬税」を導入し、そのお金を、道路の清掃や見回りを行う巡視員の人件費に充てる考えだといえます。

一方、マナーを守って、犬の糞は持ち帰っている大多数の飼い主からすると、一部のマナー違反者のために自分たちまで税金を負担するのはおかしいという事になります。また、飼い犬の中には、家の中で飼われているものもいて、そういう犬についてまで課税の対象にするのかという問題もあります。

糞害に悩まされている市が、新たに「犬税」を導入してでも何とかしようという気持ちは分かりますが、実際に課税するとなれば、考えなければならない点が幾つかあります。

先程も述べたように、「犬税」そのものはかつて多くの自治体で導入されていましたが、その位置づけは一種の贅沢税とされていたようです。終戦後間もない頃は食糧事情も悪かったですから、犬を飼うというのは難しく、贅沢と思

われていたのでしょう。また、犬を飼えるという事は、それだけ担税能力があるとも見られていたのだと思います。

しかし、現在では、犬を飼うというのは特別の事ではなくなりました。中にはセレブ犬を飼っている方もいますが、犬を飼っているから贅沢だと思っ人はいないでしょう。

また、犬以外のペットを飼っている方も多くおりますから、犬だけを課税対象にする事に合理的な理由があるといえるのでしょうか。

犬は散歩のとき、道路や公園を使用するからという考えもあると思われすが、家の中で飼われている犬もいますから、そういう犬は課税対象から外すのでしょうか。

犬の糞害が問題であることは当然ですが、糞害を解消するためには、その原因、つまり飼い主のモラルを向上させることが第一です。

仮に、「犬税」にモラル違反に対するペナルティの意味を持たせるとすれば、モラルを守っている飼い主にまで課税するというのは妥当でしょうか。

穿った見方をすれば、マナーを守らない、最後まで面倒を見ないなど無責任な飼い主が横行する中、一定程度税金を掛けることで、そうした無責任な飼い主を減らすという効果を期待しているのかも知れません。

この「犬税」に関して、三重大学の手塚先生は面白い事をいっています（三重大学教育学部研究紀要1989）。

それによると、「犬保有税」が制度化されているドイツのマンハイムでは、犬を連れてくる飼い主がまるで堂々と犬に道路で用を足させている姿を何度か目にしたそうです。

これについて、手塚先生は、この飼い主の態度、感覚は、恐らく彼等の支払っている「犬保有税」にその一因があるようであり、ドイツの人々は、そのようなわけで、犬の糞に余りめくじら立てず、いたって寛容な態度であるように感じたと述べています。

今回の「犬税」検討の背景には泉佐野市の厳しい台所事情があるという話もあり、それが事実だとすると、取れるところから取るという発想は安直だといわざるを得ません。

「犬税」とはいつても、実際に課税するとなれば、その政策的意図や実効性が問われることになりすし、税金を負担する側の不公平感を増幅させるものであってはならないと思います。

特に、マンハイムの事例のように、折角の「犬税」が、かえって飼い主のモラル低下を助長するという事になっては、元も子もありません。

（塾頭 吉田 洋一）